

新規登録必要書類チェックシート (令和2年以降に合格の方)

* 富山県建築士会 HP に記入例、記入要領があります。記載内容に不備の無いよう、必ずご確認の上申請書等の作成をして下さい。

* 申請は、建築士会へ郵送又は、持参にて受付いたします。

(郵送の場合) レターパックプラスにて送付して下さい。詳細は HP 内の郵送による申請受付をご覧ください。

(持参の場合) 平日 9:00~16:00 (但し、12:00~13:00 を除く。土、日、祝日、正月盆休みを除く)

* 下記に記入及び、□の該当箇所にて✓をして申請書類に添付してください。

(申請者氏名)

(日中連絡可能な電話番号)

(必要書類区分)

「必要書類確認フロー」をご確認の上、A~Eをご記入下さい。

<input type="checkbox"/> (全員)	二級・木造建築士 免許申請書 (A4判両面又は2枚)	<ul style="list-style-type: none"> 申請日、生年月日等の日付はすべて和暦で記入 証明写真の貼付・申請手数料を払い込んだ後の払込受付書の原本貼付 写真は、写真票と同一のもの 裏面の欠格事由及び学歴等区分のアンケートの記入
<input type="checkbox"/> (全員)	二級・木造建築士 住所等の届出	<ul style="list-style-type: none"> 登録番号、登録年月日は空欄 本籍は、住民票に記載の通り都道府県から番地まで正確に記入
<input type="checkbox"/> (全員)	本籍の記載のある住民票の写し(原本 ※コピー不可)	<ul style="list-style-type: none"> 発行日から3ヶ月以内のもの 本籍の記載のあるもの マイナンバー、住民票コードの記載のないもの(記載されている場合は受付できません) ※外国籍の方は住所地の市町村で発行している「住民票の写し(国籍の記載を含む)」が必要になります
<input type="checkbox"/> (全員)	証明写真(同じ写真を2枚用意) ※申請書と建築士免許証証明書写真票に貼付	<ul style="list-style-type: none"> 無帽・無背景 ・6ヶ月以内に撮影 正面3分身 ・縦45mm×横35mm(パスポートサイズ) 裏面に撮影年月日、申請都道府県、氏名を記入
<input type="checkbox"/> (全員)	建築士免許証明書写真票	<ul style="list-style-type: none"> 登録番号、登録年月日は空欄 証明写真の貼付 申請書と同一のもの 特別な字体の場合、所定欄に楷書で記入 旧姓併記の希望がある場合、旧姓欄に記入
<input type="checkbox"/> (全員)	合格通知書のコピー	※令和7年度以降の合格の方は「公益財団法人 建築技術教育普及センター」のマイページから、「合格通知書(設計製図の試験)」をダウンロードし印刷。
<input type="checkbox"/> (全員)	本人確認ができる公的な身分証明書(運転免許証等) ※提示のみ。ただし郵送の場合はコピーを添付	<ul style="list-style-type: none"> 運転免許証、旅券、写真付き住民基本台帳カード、マイナンバーカード【通知カードは不可】など
<input type="checkbox"/> (全員)	申請手数料払込受付証明書	<ul style="list-style-type: none"> 24,400円 ※必ず申請者名で払込みして下さい 振込受付証明書(原本)を申請書に貼付。 ※ATM、郵便局備付の用紙の場合は、領収書の原本
<input type="checkbox"/> (B) (D)	学歴証明書類	<ul style="list-style-type: none"> 受験申込時に提出していて、内容が同一である場合は不要
<input type="checkbox"/> (C) (D)	実務経歴書	<ul style="list-style-type: none"> 勤務先毎に必要 受験申込時に提出していて、内容が同一である場合は不要
<input type="checkbox"/> (C) (D)	実務経歴証明書	<ul style="list-style-type: none"> 証明者は適切か(代表取締役、建築士 他) 勤務先毎に必要 ※実務経歴書を提出する場合に限り提出が必要
<input type="checkbox"/> (希望者のみ)	旧姓併記の確認書類 ※旧姓併記を希望する方及び合格通知書と現在の氏名が異なる場合。 <u>旧姓が記載されている右記のいずれかが必要</u>	<ul style="list-style-type: none"> 住民票の写し(原本)(上記住民票の写しと同一でも可能) マイナンバーカードのコピー(マイナンバーが見えないようにカードカバーをした状態でコピー) 戸籍謄本(抄本) ※新旧の姓名が確認できるもの ※住民票の写し、マイナンバーカードは旧姓併記の手続きを経て旧姓欄に旧姓が入っているものに限る。